

情 個 審 答 申 第 1 号  
平成23年 3月22日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年6月11日付け税資発第297号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

済々黌同窓会館、熊本県労働会館及び大韓民国民団熊本会館の固定資産税の減免に係る  
文書等の開示請求に伴う開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

文書等の件名 3施設の下記文書の過去5年分

- 1 固定資産税減免額が分かる文書として減免申請書の減免税額に関する部分
- 2 平面図（課税部分と非課税（減免）部分が判明するもの）
- 3 更正決定決議書
- 4 各施設の利用状況がわかる文書

[ 諮問第4号 ]

別 紙

諮問第4号

答 申

## 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、一部妥当でない。

済々黌同窓会館及び熊本県労働会館に関しては、過去5年分の固定資産税減免額が分かる文書として減免申請書の減免税額に関する部分は開示すべきである。平面図（課税部分と非課税（減免）部分が判明するもの）については、第三者の意見を聴いて開示すべきである。更正決定決議書の減免税額に関する部分については、開示すべきである。各施設の利用状況がわかる文書については、済々黌同窓会館につき個人情報に関する部分を除き開示すべきであるが、熊本県労働会館に関しては、存在しないと考えられ、実施機関の判断は妥当である。

大韓民国国民団熊本会館に関しては、過去5年分の固定資産税減免額が分かる文書、平面図（課税部分と非課税（減免）部分が判明するもの）及び更正決定決議書については不開示とするべきであるが、施設の利用状況がわかる文書については、個人情報に関する部分を除き開示すべきである。

## 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、済々黌同窓会館、熊本県労働会館及び大韓民国国民団熊本会館（以下「3施設」という。）に係る固定資産税の減免の理由とその根拠（過去5年分）に関する文書の開示請求に対し、実施機関が開示（一部請求拒否）決定を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

なお申立人は、異議申立の際に、開示を請求する文書として、具体的に、固定資産税減免額、平面図（課税部分と非課税（減免）部分が判明するもの）、更正決定決議書、各施設の利用状況がわかる文書を明示している。

## 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

固定資産の公益性を理由にした固定資産税の減免の有無については、地方税法第22条及び地方公務員法第34条にいう保護すべき秘密には該当しないし、開示された資料は3施設が減免されていることを認めただけの内容で、いくら税金が減免されているのかが分からない。

個人の資産額が判明するので非公開との市の主張は、私達市民の知る権利を無視し、本来秘密にすべきでない税減免額を秘匿している。

平面図については、平面図を見ることでだれの目にも公益性があると判断できるように開示すべきで、施設の利用状況は、3施設とも5年分の申請書が全く同じ内容で、一般に広く利用されているという実態が全く分からない。

このことは市民として知る権利も保障されてないし、何よりも公平適正な措置か否かの判断もできないので、速やかな開示を求めるものである。

#### 4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

地方税法第22条は税務職員に対して特別の守秘義務を課し、地方公務員法第34条第1項には地方公務員の守秘義務の規定がある。

申立人の請求する3施設の固定資産税減免額を開示することによって、税額を類推することができる。税額については地方税法第22条の秘密に該当するため、固定資産税減免額もまた同条の秘密に該当する。したがって、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号の規定により、開示することができない。

施設平面図は、建物の所有者の了承を得られるならば、いずれの施設とも開示する。

更正決定決議書（固定資産税減免額）については、秘密となるため開示することができない。

利用状況がわかる文書については、済々黷同窓会館及び大韓民国民団熊本会館は開示するが、個人情報に関する部分は、条例第7条第2号により不開示とする。

熊本県労働会館については、非課税である労働組合が使用しているということをもって減免をしているため、利用状況に関する文書の提出は求めている。よって、利用状況がわかる文書は不存在である。

#### 5 審議会の判断

##### (1) 本件請求文書について

本件請求文書は、3施設の過去5年分の次に掲げる文書である。

##### ① 固定資産税減免額が分かる文書として減免申請書の減免税額に関する部分

- ② 平面図（課税部分と非課税（減免）部分が判明するもの）
  - ③ 更正決定決議書
  - ④ 各施設の利用状況がわかる文書
- (2) 判断に当たっての基本的な考え方  
当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。
- (3) 個別の判断  
大韓国民団熊本会館については、土地建物共に個人所有であるため、法人所有である済々黷同窓会館及び熊本県労働会館と分けて検討する。

ア 済々黷同窓会館、熊本県労働会館に係る文書について

(ア) ①の文書について

実施機関は、①の文書の情報については地方税法第22条の秘密に該当し、地方公務員法第34条第1項の規定により守秘義務が課せられ、条例第7条第1号の法令秘に該当し開示することができない情報であるとしている。

地方税法第22条は地方税調査事務に従事する公務員の守秘義務を規定し、地方公務員法第34条第1項は地方公務員の守秘義務を定めているところである。

また、条例第7条第1号は、法律で開示することを禁じている情報は不開示とし、さらに、他の条例において不開示とされている情報も条例相互の矛盾を回避するために不開示としている。

そこで、当該施設に係る文書が、地方税法及び地方公務員法上の秘密と認められる情報であるのかどうかを検討する。

地方税法第22条の秘密とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が地方税に関する調査事務の過程で知り得たものをいうと解する。地方公務員法第34条第1項の秘密とは、職務上知り得た私人の情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいうものと解する。

たしかに、固定資産税の税情報は、一般的には知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものと認められることから実質秘として非公開とすべきものと考えられ、その意味では、地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項の秘密に該当するものと考えられる。

しかしながら、減免税額に関しては、税の減免が公平を原則とする税負担の例外であることから、減免の理由や態様によっては、必ずしも実質秘に該当しない

場合もあるのではないかと考えられる。すなわち、公益的な理由で減免がなされ、なおかつ減免の比率が高い場合（つまり公益性が非常に高い場合）は、その高い公益的な部分の減免税額を公にしたとしても納税義務者の保護される正当な利益を害するとまではいえないと考えられる。

本件において、減免の理由は、公益のため直接専用する固定資産であること、あるいは法人である労働組合が使用する事務所及び倉庫であることという公益的なものである。そして、減免の態様についても、減免の対象となる部分が全額免除になっている。さらに、実施機関の主張するように減免額が開示されることにより税額が類推されたとしても、それは公益性のある土地建物の税額についてのみであり、その納税義務者のすべての固定資産税額が明らかになるわけではなく、その他納税義務者にとって不都合となる点も特に見当たらない。

他に地方税法第22条にいう実質的秘密を含んでいることを合理的に推測させるに足りる主張がなされているともいい難く、実施機関は本件文書を開示すべきである。

(イ) ②の文書について

実施機関は、本件文書については開示するとしている。しかし、当審議会としては、当該施設とも減免申請をするための文書であり開示されることとして提出された文書ではないことから、条例第14条第1項（「開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という）に関する情報が記録されている場合は、開示等の決定をするに際し、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。」）に基づき、当該第三者に意見を聴いて開示すべきであると考えられる。

(ウ) ③の文書について

本件文書については、固定資産税に関する課税標準額、算出税額、家屋新築軽減額、減免税額、差引税額、年税額が記載されており、減免税額以外の税情報が分かってしまうため、そのまま全て出すことは認められないが、「(ア) ①の文書」と同様の理由で、減免税額に関する部分については、文書を開示すべきである。

(エ) ④の文書について

本件文書のうち、済々黌同窓会館の利用状況がわかる文書については、文書中の利用者の個人情報に関する部分を除いて開示するのが相当である。

熊本県労働会館の利用状況がわかる文書については、実施機関は、非課税である労働組合が使用しているということをもって減免をしているため、利用状況に関する文書の提出は求めている。よって利用状況がわかる文書は不存在であるという説明については、合理性が認められるため不存在とするのは妥当である。

イ 大韓民国民団熊本会館に係る文書について

大韓民国民団熊本会館については、減免の対象となる不動産が個人の所有であるため、①、②、③の文書は個人情報に関する文書となる。

よって、これを不開示とした実施機関の判断は相当である。

④の文書については、当会館の利用状況自体は所有者自身に関する情報ではないことからそれ自体としては個人情報に関する文書ではない。

よって、文書中の利用者の個人情報に関する部分を除いては開示するのが相当である。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22年 6月 11日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22年 6月 29日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22年 7月 20日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 22年 8月 6日	諮問の審議を行った。
平成 22年 9月 29日	実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成 22年 11月 5日	異議申立人から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成 22年 12月 21日	諮問の審議を行った。
平成 23年 1月 28日	諮問の審議を行った。
平成 23年 2月 16日	答申（案）の審議を行った。
平成 23年 3月 22日	答申（案）の審議を行った。